

年金制度改革法の概要

(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の概要)

年金制度改革法(令和2年法律第40号)等の施行により年金制度の一部が改正されました。その内容をお知らせします。

1、改正の狙いとは何か

厚生労働省は「人手不足が進行」「健康寿命が延伸」「現役世代の人口の急速な減少」で、長い期間にわたり多様な形で働くようになることから、法令を改正するとしています。生活実態を無視した年金減額をする一方、高齢になっても働きなさいと言っているに他なりません。現実に高齢になっても働かなければならない国民が増えている中、法整備をすることは必要なことです。しかし今回の改定が年金受給者の立場に立った改正かどうかは疑わしく、受給年齢を引き上げていくための布石とも考えられます。

2、今回の改定の柱

- 1) 被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大
- 2) 在職中の年金受給の在り方の見直し(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)
- 3) 受給開始時期の選択肢の拡大

3、「被用者保険の適用拡大」の内容

現在は、アルバイトやパートなどの労働者に対し、厚生年金保険・健康保険の加入義務があるのは、「従業員501人以上規模」の企業です。2022年10月には「従業員101人以上規模」、2024年10月には「従業員51人以上規模」の企業と、適用範囲が拡大されます。短期労働者の加入要件については、2022年10月以降は「勤務期間11年以上の見込み」という要件が外され、フルタイムの被保険者と同じく2か月以上という要件が適用されます。

アルバイト・パート労働者への厚生年金保険・健康保険加入義務			
	従来	2022年10月	2024年10月
従業員数	501人以上	101人以上	51人以上

対象	要件	現行	2022年10月	2024年10月
事業所	規模	500人超	101人超	51人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み	継続して2カ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

4、「在職中の年金受給の在り方の見直し」の内容

在職老齢年金制度のうち65歳未満の基準額が改定されます。賃金と年金受給額の合計額が「月額28万円」を超えると超過分の年金支給の一部が停止されることになっていますが、下記の停止月額計算式の基準

額28万円を2022年4月以降は「月額47万円」に緩和されます。

《現行の仕組み》

- 基本月額＝特別支給の老齢厚生年金額÷12
- 停止月額＝〔基本月額＋(前12月の賞与額÷12＋標準報酬月額)－基準額 280,000〕×1/2
- 年金支給額＝特別支給の老齢厚生年金額－停止金額

65歳以上を対象とした在職老齢年金制度については、現行基準がすでに47万円に設定されているため変更されません。

この改正と合わせて2022年4月1日から「在職定時改定」という制度が新設されます。

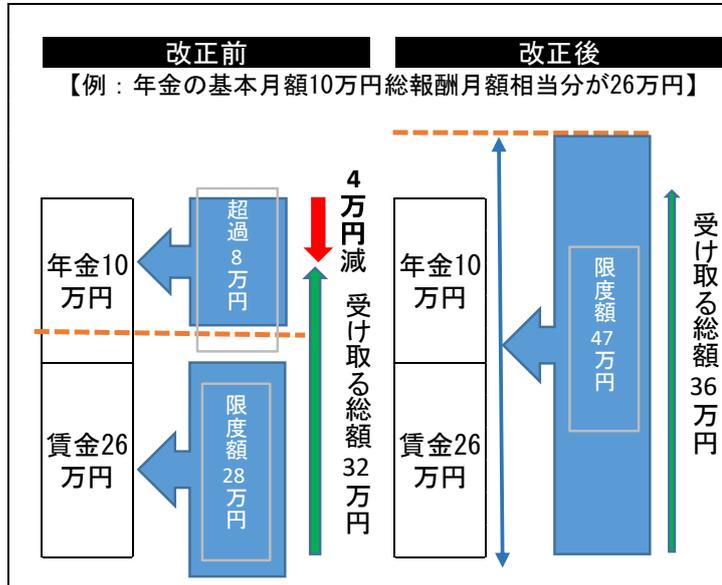
この制度によって、65歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者は、毎年10月に年金額を改定することになります。

65歳未満の在職年金の支給停止基準額が緩和されたことにより、支給される年金額は増額されます。しかし、高齢者雇用継続給付金*との調整は続きます。

この在職年金の支給停止の制度は他の諸外国では見られない制度で、廃止も含めたさらなる改善が求められます。

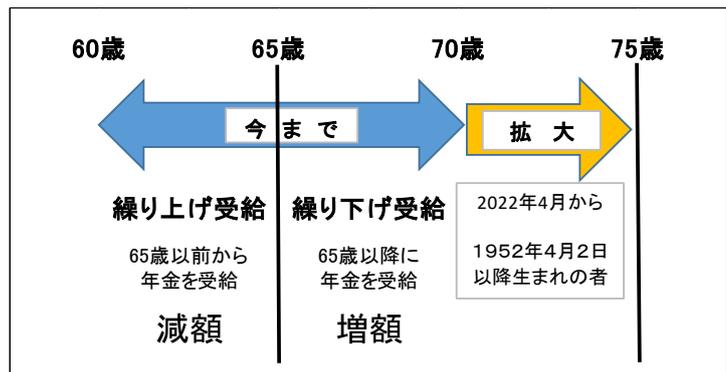
高齢者雇用継続給付金*とは：

1994年の厚生年金法の改正によって、特別支給の老齢厚生年金の支給年齢が段階的に65歳に引き上げられることになりました。雇用延長がされて60歳以上でも働けるようになっても、賃金が低下することが通常で、そのために雇用保険から給付をすることになりました。賃金低下率が61%以下の場合には15%が支給され、それ以上の場合には階段的に支給率が減少し、75%以上の場合には支給されません。この給付金は年金減額の対象とされています。



5、「受給開始時期の選択枝の拡大」の内容

公的年金の受給開始年齢は原則65歳ですが、現行制度では、希望すれば60歳～70歳の間で受給開始時期を自由に決めることができます。受給開始を繰り下げた場合の増額率は0.7%で現在と変わりませんが、75歳まで繰り下げると0.7%×120月＝84%まで増額することが可能になります。60歳になる人が繰り上げ受給を受ける場合は、減額率は法改正で1か月あたり-0.4%になり、その場合は、0.4×60月＝24%の減額になります。



政府は、75歳から受給開始すると84%増額されることを大宣伝していますが、現在の低額な65歳から開始される老齢年金(老齢基礎・老齢厚生)を改善する意思がなく、高齢者に65歳を過ぎても働き続けさせることを示しています。また、75歳で受給を開始した場合は、住民税・所得税・医療保険料などが負担増となり、65歳で受給開始した人との累積額では、90歳で同程度になります。年金減額の仕組み、マクロ経済スライドを廃止し、安心して暮らせる年金改善こそが必要です。